

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

海と山をつなぐ人と自然が共生するまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮城県、気仙沼市

3 地域再生計画の区域

気仙沼市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

本市は、宮城県の北部沿岸に位置し、三陸復興国立公園に指定されているリアス海岸から臨む雄大な太平洋と、緑豊かな山々に抱かれたまちであり、古くから水産業を主力産業として発展してきた地域である。

東日本大震災により海岸部は壊滅的な被害を受け、現在復旧・復興の途上にあるが、今後は主力産業である水産業の復活はもとより、もうひとつの柱として力を注いできた観光の再興や地域資源を活用した新事業など、水産業一極集中からの構造転換を目指すべき将来の方向として掲げている。

豊かな自然環境を生かしながら人と自然が共生するまちをつくり、交流人口を拡大させるための施策として、観光受入れ体制の整備が不可欠であり、特に、本市の特色である海と山の観光資源を一体的につなぎネットワーク化することが、本市観光の新たな展開のため求められている。

4-2 地域の課題

東日本大震災による影響で、平成26年の観光入込客数は約124万人となり、震災前の平成22年観光入込客数約254万人と比較すると、半分の回復に留まっている。そのため、本市では、観光コンテンツとしては、水産資源だけでなく、日本有数の山ツツジの群生地をほこる徳仙丈山をはじめとした緑豊かな山々があり、海と山をつなぐ観光を推進しているが、徳仙丈山へのアクセス道の大部分が未舗装であるため、遠方からの観光客や観光バス業者から不満が寄せられており、海と山をつなぎ、本市観光の新たな展開を図るためには、山岳観光の拠点である徳仙丈山へ通じる市道及び林道の整備が急務となっている。

また、林業については、植栽から伐採まで長期にわたり多大な労力と経費を要し、加えて木材価格の長期的低迷等により林業生産活動が停滞傾向にあるが、人と自然が共生するまちづくりのためにも間伐等森林施業を推進し、環境保全・水源涵養・保健休養等森林の持つ公益機能を高度に発揮させることが求められている。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、水産資源だけでなく緑豊かな山々も観光コンテンツの大きな柱となるよう、地方創生道整備推進交付金により市道と林道を一体的に整備するとともに、日本版DMOの構築等の関連事業を実施することにより、徳仙丈山へのアクセスが改善し、観光コンテンツとしての価値の向上が図られる等、両事業の相乗的な事業効果の発揮が見込まれるとともに、計画的・効率的な森林施業を行い森林の持つ公益機能を高度に発揮させることにより、気仙沼市の地域全体の活性化を目指すものである。

(目標1) 観光交流の活性化(年間観光宿泊者数の増加)

14.5万人(平成26年度)→50万人(平成32年度)

(目標2) 公益機能増進のための森林整備の促進(森林施業面積の増加)

3.5ha(平成26年度)→27.7ha(平成32年度)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

気仙沼市では、気仙沼に住み続け、安心して子供を産み育てられるまちをつくるために、安定的な「経済基盤の確保」が必要と考え、水産業の一極集中から観光の再興と地域資源を活用した産業への構造転換を図っており、これらを有機的に機能させるための道路整備が求められていたが、徳仙丈山へのアクセス道が未整備である等、海と山の観光を一体的に考え展開していくことは難しい状況にあった。

そこで、地方創生道整備推進交付金により、「市道羽田川上線」及び「林道平山線」の改良舗装等を行うことにより、徳仙丈山へのアクセス改善による観光客数の増加や、近隣地区の生活利便性向上、間伐等森林施業の推進を図ることで、総合的な整備による観光の推進に向けて、相乗的な事業効果の発揮が見込まれる。

加えて、地元団体と協力しながらツツジ群生地保護・保全を行うとともに、間伐等森林施業を推進し、環境保全・保健休養等森林の持つ公益機能を高度に発揮させ、人と自然が共生する環境の育成を図る。また、気仙沼市を中心とした三陸沿岸地域の日本版DMOを構築することにより、観光受入れ体制の整備が図られることから、市道、林道の整備事業と合わせた相乗効果により、更に利便性が向上し、その結果、気仙沼市内の宿泊数の増加といった道の整備事業の政策効果を高めることが期待できる。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりである。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・市道 道路法に規定する市道に認定済み。()内は認定年月日。

羽田川上線 (昭和63年3月31日)

・林道 森林法による宮城県北部地域森林計画書(平成25年12月策定)に路線を記載。

平山線

[施設の種類] [事業主体]

- ・市道 気仙沼市
- ・林道 気仙沼市

[事業区域]

- ・気仙沼市

[事業期間]

- ・市道 平成 28 年度～平成 32 年度
- ・林道 平成 28 年度～平成 30 年度

[整備量及び事業費]

- ・市道 3.1 k m、林道 0.9 k m
- ・総事業費 692,000 千円（うち交付金 346,000 千円）
 - 市道 612,000 千円（うち交付金 306,000 千円）
 - 林道 80,000 千円（うち交付金 40,000 千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(平成/年度)	基準年 (H27)	H28	H29	H30	H31	H32
指標 1 市道の整備の促進 アクセス道入口（県道気仙沼本吉線） から徳仙丈山北山麓	25 分	25 分	25 分	21 分	18 分	15 分
指標 2 林道の整備の促進 アクセス道入口（県道本吉室根線）から 徳仙丈山南山麓	20 分	20 分	20 分	20 分	15 分	15 分

毎年度終了後に気仙沼市の職員が必要な現地調査等を行い、速やかに状況を把握する

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

関連する市道及び林道を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、両事業の相乗的な事業効果の発揮が見込まれるとともに、観光地の連携や森林整備の推進による保健休養等公益機能増進といった地域再生の目標達成により資するなど、山岳観光の拠点である徳仙丈山を中心として各種事業の複合的効果が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「海と山をつなぐ人と自然が共生するまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 森林環境保全整備事業

内 容 森林整備を推進し、森林の有する多面機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資する事業であり、間伐等の森林施業を計画的に行う（林野庁、宮城県支援事業）。

実施主体 気仙沼市

実施期間 平成28年4月～平成33年3月

(2) 徳仙丈ツツジ群生地保全事業

内 容 地元団体「徳仙丈山のツツジ群生地の保護・育成を支援する会」と協力・連携しながら、気仙沼市の山岳観光の拠点である徳仙丈山のヤマツツジ群生地（約50万本、東京ドーム10個分の面積）の刈払いや剪定、ツタ切り等保全作業を行う（気仙沼市単独事業）。

実施主体 気仙沼市

実施期間 平成28年4月～平成33年3月

(3) 気仙沼市を中心とした三陸沿岸地域の日本版DMO構築事業

内 容 観光事業者の拡大による雇用の創出、観光客・観光消費額の増大を目的として、市、観光協会、商工会議所、観光事業者、水産事業者が協働で、三陸沿岸地域における日本版DMOを構築する。（気仙沼市単独事業）。

実施主体 気仙沼市

実施期間 平成28年4月～平成33年3月

6 計画期間

平成28年度～平成32年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に気仙沼市が必要な現地調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、気仙沼市のデータ「観光客入込み数及び宿泊者数」を用い、中間評価、事後評価の際には、年間観光宿泊者数の集計を行うこと等により評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成 26 年度 (基準年度)	平成 30 年度 (中間年度)	平成 32 年度 (最終目標)
目標 1 年間観光宿泊者数	14.5 万人	39 万人	50 万人
目標 2 森林施業面積	3.5 ha	15.3 ha	27.7 ha

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
年間観光宿泊者数の増加	気仙沼市データより
森林施業面積	気仙沼市データより

- ・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容
 1. 事業の進捗状況
 2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（宮城県及び気仙沼市ホームページ）により公表する。